

長岡市監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年4月5日

長岡市監査委員 小嶋 洋一
同 篠田 弘成
同 野本 直樹
同 長谷川 一作

監査の結果に基づく措置

監査の種類	財政援助団体等監査
監査の対象	長岡市道の駅良寛の里わしま 指定管理者名：特定非営利活動法人和島夢来考房 所管課：和島支所産業建設課
監査の期間	令和4年11月14日から12月1日まで
監査の結果	(指摘事項) ・利用料金の設定に係る不備について 利用料金の設定について、条例で定める市長の承認手続きが行われていないもの
措置状況	指摘のあった利用料金の設定については、協議を行って条例で定める市長の承認手続きを行った。 なお、全庁的な対応については、下記のとおり実施する。 1 今回の指摘事項について、全庁的に事務点検を行い、過去の事務を見直すとともに、同様の誤りを繰り返さないため、指定管理者制度の運用指針や制度説明資料の該当部分を加筆し、業務の参考に活用するよう全庁周知を行う。 2 市担当者は、指定管理者制度の手続きの流れを把握し、不明な点は本庁担当課や行政管理課に確認し、適切な運用を図る。 3 市担当者は、行政管理課作成のチェックシートを活用し、漏れがないよう、事務処理を行う。 4 指定候補者決定後、市及び指定候補者の担当で、改めて条例や業務基準書の内容を確認し、その後の手続きの内容やスケジュールを共有する。 5 利用料金の協議については、包括協定締結後に行う。指定管理者は市へ協議文を提出し、市は内容を精査し、指定管理者へ回答文を送付する。なお、指定期間中に利用料金を変更する場合は、その都度、協議を行う。